

## 地方職員共済組合広島宿泊所「鯉城会館」1階レストランの業務委託契約書(案)

地方職員共済組合広島県支部を甲とし、株式会社〇〇〇〇〇を乙として、地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館(以下「鯉城会館」という。)の1階レストラン(以下「レストラン」という。)の業務について、次のとおり委託契約を締結した。

(目的)

第1条 本契約は、甲が地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条に定める福祉事業として、地方職員共済組員及びその家族(以下「組員等」という。)を中心とした利用を目的に運営しているレストランの業務を乙へ委託するにつき、その内容及びレストランの健全かつ円滑な運営のために必要な事項を定める。

(委託業務)

第2条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)を受託者である乙に行わせるものとする。

- (1) レストランの運営に関すること。
- (2) 調理及び調理に必要な材料の調達、保存管理に関すること。
- (3) 鯉城会館の施設及び設備(別表1に掲げる建物(以下「本施設」という。)のうち別表2に掲げる施設及びこれに付帯する設備をいう。以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他前各号に掲げる業務に付随すること。

2 甲は、乙がレストランの運営目的を達成するために必要な協力を行うものとする。

(運営責任)

第3条 乙は、第1条に定める契約の目的が達成されるように、受託者として社会的信用を保ち、善良な管理者としての注意義務をもって、自らの責任により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、組員等に対して、優先的な利用とサービス提供ができるよう努めなければならない。

(委託期間及び契約更新等)

第4条 委託期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

2 本契約は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法(明治29年法律第89号)第604条の規定は適用しないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、委託期間の延長も行われないものとする。

3 甲は、前条に規定する期間の満了の1年前から6か月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により委託期間が終了する旨を書面によって通知するものとする。ただし、甲が通知期間の経過後、乙に対し、期間の満了により委託期間が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に委託期間は終了する。

第5条 甲が乙に支払う委託料は、無料とする。

2 委託業務から生じる収入金は、乙に帰属するものとし、乙は、当該収入金をもって委託業務の経費を支弁するものとする。その結果、生じた損益はすべて乙に帰属する。

3 乙は、委託業務に係る収支を、乙が行う他の事業に係る収支と明確に区分して経理し、これにつき関係帳票類を整理して毎年度分を年度終了の日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(利用料金)

第6条 レストランの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、甲及び乙が協議して定める。

(管理料)

第7条 乙は、第4条に規定する委託期間のレストランの管理料として月額\_\_\_\_\_円(消費税及び地方消費税を含む)を甲に支払うものとする。

2 乙は、管理料を翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座に支払わなければならない。

(保証金)

第8条 保証金は、免除する。

(遅延利息)

第9条 乙は、本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、その遅延した日数に応じ、年14.5%(ただし、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を加算して甲に支払うものとする。

(施設等の管理)

第10条 甲は、委託業務を処理するために必要な範囲内で、施設等を乙に使用させるものとする。

2 乙は、施設等を善良な管理者の注意をもって管理し、委託の目的に反する一切の管理及び処分等の行為をしてはならない。

3 施設等につき、乙の管理上の責に帰すべき事由により発生した費用はすべて乙の負担とする。

4 乙は、施設等の維持上で大規模修繕等が必要と思われる場合は、甲に提案することができる。

5 甲は、前項の提案について、必要と認められる場合は大規模修繕等を行う。

(営業年度及び営業日等)

第11条 委託業務の営業年度(以下「年度」という。)は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 営業日及び営業時間は、甲及び乙が協議して別に定める。

(経費の負担区分)

第12条 委託業務に係る経費の負担については、次のとおりとする。

2 甲は、施設等の大規模修繕等に係る経費を負担する。

3 その他の経費は別紙経費負担区分表によるものとする。また、それ以外は甲及び乙が協議して決定する。

(公共料金契約の特例)

第13条 委託業務に必要な次の各項の契約等は甲と乙が合意の上で乙の名義で締結することができる。ただし、それに係る費用はすべて乙が負担する。

(1) 電気、水道、ガス等の光熱水費

(2) 電話料金等通信に要する経費

(3) その他前各号に準じる経費のうち乙名義で契約を締結することが運営上有利である契約

(事故防止)

第14条 乙は、本施設内での事故、災害等(食中毒、伝染病の発生を含む。以下同じ。)の未然防止に努めるものとする。

2 乙は、委託業務を行うに当たり発生が予想される損害を賠償するための保険を乙の負担において付保するものとする。ただし、火災保険については、甲の負担とする。

3 乙は、乙の従業員の健康管理には十分留意し、少なくとも毎年1回の健康診断を実施し、特に飲食提供業務に従事する従業員については毎月1回、接客業務に従事する従業員等については年6回の検便を実施するなど、事故、災害等の防止に適切な措置を講じなければならない。

(法令の遵守等)

第15条 乙は 本契約の履行に当たっては関係法令を遵守し、本施設内の安全と良好な環境の保持及び事故、災害等の防止に努めなければならない。

2 乙は、第2条に定める委託業務を実施するに当り必要な許可・認可等を取得するものとする。また、取得後はその写しを添えて、甲に遅滞なく報告しなければならない。

3 乙は、前各項について監督官公庁から指導・指示があった場合、甲に遅滞なく報告し、その指導・指示に従わなければならない。

(禁止行為)

第 16 条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約によって生じる権利を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供すること。
- (2) 甲の承認を得ないで本施設の全部又は本契約に基づき乙が行う委託業務の範囲を超えてその一部を第三者に占用使用させること。
- (3) 甲の承認を得ないで本契約によって生じる義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承させ、又は委託業務の全部を再委託すること。
- (4) 甲の承認を得ないで施設等の現状を大幅に変更すること。
- (5) その他、本契約に違反する行為を行うこと。

(レストランに関する報告義務等)

第 17 条 乙は、甲に対し、レストランの営業状況につき、別途協議して定める内容に従い毎月報告しなければならない。

2 乙は、大規模修繕等の必要がある場合は、甲に対し毎事業年度の開始6か月前までに、翌年度の修繕計画を提出するものとする。

3 乙は、甲に対し毎事業年度の開始3か月前までに、年間事業計画書を提出するものとする。

4 乙は、施設等の管理に関する事項について、甲から要請があった場合、その都度書面をもって報告しなければならない。

(検査)

第 18 条 甲は、乙に対して、第17条第1項に定めるものの他必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を求め、又は甲が指定する職員に実地に会計帳簿その他第5条第3項に規定する関係帳票類等の関係書類を閲覧、若しくは検査させ、必要があると認めるときはその改善の措置を命じることができる。

(実地調査など)

第 19 条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。
- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定に係るものに限る。）をすること。
- (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認められた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

(非常事態の措置)

第 20 条 乙は非常事態等により人命及び財産が危険にさらされたとき、又はその恐れがあると認められたときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、直ちに甲に連絡しなければならない

(事故等の対応)

第 21 条 天災、暴動、第三者の犯罪行為等、甲及び乙のいずれにとっても不可抗力な事由により本施設内で事故、災害が発生した場合は、その対応方法、損害の処置等は甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 乙又はレストランの利用者の責めに帰すべき事由により、本施設内で事故、災害等が発生し、甲又は第三者が被害を被った場合、乙がその処理に当り、乙の費用又は乙が付保する保険によってその損害を補てんするものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により本施設内で事故、災害等が発生した場合は、甲がその処理に当り、甲の費用負担又は甲が付保する保険によってその損害を補てんするものとする。この場合、乙は甲による処理が円滑に進むよう甲に協力をするものとする。

(契約解除・消滅)

第 22 条 乙において、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める管理料、光熱水費等を支払わない場合
- (2) 乙が本契約の各条項に違反した場合
- 2 乙において委託物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
  - (1) 甲に提出した提案書や申請書等の内容について虚偽の事実が認められた場合
  - (2) 乙又はその使用人の行為が委託物件内の秩序を著しく乱すものと認められる場合
  - (3) 乙が銀行取引停止処分を受け、又は倒産、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による申立を受けたとき、あるいは著しく信用不安を生じた場合
  - (4) 乙に重大な社会的信用の失墜行為があったとき。
  - (5) 前号のほか、本契約を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

3 甲は、委託物件を国又は公共団体において公用又は公共用に供する必要があるが生じたときは、本契約を解除することができる。

4 天災、地変、火災等により委託物件を通常の用に供することができなくなった場合又は将来都市計画や鯉城会館を廃止する等により、委託物件が収用又は使用を制限される賃貸借を継続することができなくなった場合は本契約は当然消滅する。

5 甲は、第 1 項及び第 2 項により、この契約を解除した場合、解除により甲が被った損害を乙に請求することができる。

第 22 条の 2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、受注者が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) この契約に関し、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令に

において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

第22条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 乙の役員が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第23条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(乙からの解約)

第24条 乙は、甲に対して6か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

(本契約の終了)

第25条 本契約は、次の事由により終了する。

- (1) 契約期間が更新されることなく満了したとき
- (2) 契約が解除されたとき
- (3) 契約が期間内に解約されたとき

(本契約終了後の処理)

第26条 本契約が終了した場合、乙は、甲から委託を受けた施設等の全部又は一部につき甲が原状(乙への施設等の引渡し時の状態で経年劣化を除いたものをいう)回復を求めた場合、施設等の変更に関する甲の承諾の有無にかかわらず、乙の負担によりこれを履行し、その請求がなされない場合はその時点における現状有姿の状態であって甲に返還するものとする。

2 本契約が終了した場合、乙は、すべての事務の引継ぎ及び債務の精算を行うほか、甲が相当の猶予期間をもって指定する期間内に乙の所有物を搬出し、本施設から退去しなければならない。なお、期限後乙の所有物が残存する場合は、甲が撤去を実施することとし、乙がその費用を負担しなければならない。

3 前項の退去に関しては、乙は、名目の如何を問わず立退料、投下資本及びこれに相当する金員その他の請求をすることができない。

(損害賠償)

第27条 乙は、甲若しくは本施設の利用者に損害を与えたとき、又は本施設を破損したときは、速やかに甲に通知するものとする。

2 前項に規定する損害又は破損が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙は速やかに原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償するものとする。

(免責事項)

第28条 委託業務に関し、甲の責による場合を除いて、乙と第三者との間の紛争が生じたときは、乙の責任においてこれを処理する。

(秘密の保持等)

第29条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(疑義の解決)

第32条 本契約に定める事項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 広島市中区基町10番52号  
地方職員共済組合広島県支部長  
広島県知事 湯崎英彦

乙

## 別表1 (第2条関係)

建物

建物名	広島県民文化センター
施設名	地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館
所在地等	広島市中区大手町一丁目5番3号
施設区分	1階レストラン
面積	153.18 m <sup>2</sup>

## 別表2 (第2条関係)

1階レストラン	
品名	数
冷凍庫	1
ガスフライヤー	1
ゆで麺器	1
ガスレンジ	1
ガステーブル	1
シンク	1
台下冷蔵庫	1
台下戸棚	2
作業台	3
冷蔵庫	1
食洗機	1
戸棚	1
机	12
椅子	44